

|                |    |    |    |
|----------------|----|----|----|
| 備              | 00 | 01 | 5年 |
| (令和13年3月末まで保存) |    |    |    |
| (令和13年3月末まで有効) |    |    |    |

外事第140号

令和7年10月31日

各 警 察 署 長 殿

警 備 部 長

### 外国為替令等の一部を改正する政令について

本年4月9日、外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）及び輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）について所要の改正が行われ、10月9日から施行された。

その概要等は、下記のとおりであるので、誤りのないよう対応されたい。

#### 記

##### 1 改正趣旨

我が国では、国際的な平和及び安全の維持のため、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき、規制対象となる貨物や技術の提供について経済産業大臣の許可を受ける義務を課している。

近年、国際的な安全保障環境は大きく変化し、安全保障上の関心としての国家主体の再浮上やデュアルユース技術の重要性の高まり、国際輸出管理レジームに参加していない技術保有国の台頭など、足下の安全保障環境の変化への対応が求められることから、補完的輸出規制（キャッチオール規制。以下同じ。）に係る改正が行われた。

##### 2 補完的輸出規制に係る規制概要

###### (1) 通常兵器補完的輸出規制の見直し

ア 一般国（輸出令別表第3の国（以下「グループA国」という。）及び輸出令別表第3の2に掲げる国・地域（以下「国連武器禁輸国」という。）以外）向けの貨物の輸出又は技術の提供について、安全保障上の懸念が高い品目（輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる貨物）に限定して、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合として「用途要件」及び「需要者要件」を追加し、これに該当する場合は許可を要することとされた。

イ 国連武器禁輸国向けの全品目（輸出令別表第1の16の項に掲げる貨物及び外為令別表第16の項に掲げる技術）の貨物の輸出又は技術の提供について、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合として、従来は「用途要件」のみ適用されていたところ、「需要者要件」を追加し、これに該当する場合は許可を要することとされた。

###### (2) グループA国経由での迂回対策

従来、補完的輸出規制の対象外であったグループA国向けの貨物の輸出又は技術の提供について、懸念国等の迂回調達の懸念がある場合に、インフォーム（経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知）を行うことができることとされた。

### 3 適用上の留意事項

今回の外為令等の改正により、我が国における国際安全保障に関する貿易管理体制が更に強化された。

「大量破壊兵器関連物資等に係る不正輸出対策について（通達）」（令和7年10月27日付け外事発第137号）に基づく、大量破壊兵器関連物資等に係る不正輸出対策に実施に当たっては、上記改正に係る新たな規制についても留意した上で、対応に遺漏がないようにされたい。

### 【添付資料】

(別添1) 官報（令和7年4月9日付け号外第80号）

(別添2) 関連条文新旧対照表（外国為替令、輸出貿易令）

(別添3) 補完的輸出規制（キャッチオール規制等）輸出許可申請に係る手続きフロー図

担当 外事課外事第三係

生産緑地法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年四月九日

**政令第百七十四号**

生産緑地法施行令の一部を改正する政令

内閣は、生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第八条第九項及び第十七条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

生産緑地法施行令（昭和四十九年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「第八条第二項第一号又は第二号」を「第八条第二項第一号イ又はロ」に改める。

**附則**

（施行期日）

1 この政令は、令和七年五月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正前の第六条第三号に掲げる行為（この政令の規定による改正後の同号に掲げる行為に該当するものを除く。）であつてこの政令の施行の際既に着手していたものについては、生産緑地法第八条第一項、第四項、第六項及び第八項後段の規定は、適用しない。

国土交通大臣 中野 洋昌  
内閣総理大臣 石破 茂

外国為替令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年四月九日

**政令第百七十五号**

外国為替令等の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十五条第二項及び第三項並びに第四十八条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（外国為替令の一部改正）

第一条 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「この項、次項」を「この条」に改め、同条第五項中「又は第三項」を「二、二項又は第五項」に、「又は第四項」を「若しくは第四項の規定又は第二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 前項の規定は、第二項の許可の申請について準用する。

4 第十七条中第三項を第五項とし、第二項を第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 法第二十五条第三項第二号に定める行為をしようとする者（当該行為に係る特定技術を提供することを目的とする取引について第二項の許可を受けている者を除く。）は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、経済産業大臣が当該行為の主体、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定した行為については、この限りでない。

第十七条第一項の次に次の二項を加える。

2 別表の一六の項の中欄に掲げる技術を輸出貿易管理令別表第三に掲げる地域である外国において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者（同項の下欄に掲げる外国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者を除く。）若しくは非居住者又は同項の中欄に掲げる技術を同表に掲げる地域である外国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者（同項の下欄に掲げる外國において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者を除く。）は、法第二十五条第二項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない。

第十八条の二第一項中「第十七条第二項」を「第十七条第三項又は第四項」に、「当該」を「これらの」に改める。

（輸出貿易管理令の一部改正）

第二条 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の二項を加える。

3 別表第一の二六の項の中欄に掲げる貨物を別表第三に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする者は、法第四十八条第二項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない。

4 第二項の規定は、前項の許可の申請について準用する。

第二条第一項第一号の五中「第四条第二項第二号へ」を「第四条第三項第二号へ」に改める。

第四条第一項ただし書中「貨物」の下に「第二号亦に掲げる貨物を除く。」を加え、同項第一号中「及び第四号」を「から第五号まで並びに次項第一号及び第三号」に改め、同号イ中「第三号及び」を「第三号、第四号、次項第三号イ及び」に、「及び同号」を「、第三号、第四号及び次項第三号イ」に改め、同項第三号中「二六の項」を「二六の項（一）」に改め、「別表第三の二に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、イ、ロ及び二のいずれの場合にも」を削り、同号ハ中「二において同じ」を「二、次号ハ及び二並びに次項第三号ロにおいて同じ」に改め、同項第四号中「別表第三に」を「別表第三に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、第三号のロ及び二のいずれの場合にも、又は同表に」に、「前号」を「同号」に改め、同号ハ中「二において同じ」とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 別表第一の二六の項（二）に掲げる貨物（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも（別表第三の二に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、イ、ロ及び二のいずれの場合にも）該当しないとき。

イ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。  
ロ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。  
ハ その貨物が別表第一の二の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。  
二 その貨物が別表第一の二の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

第四条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 第一条第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 外国向け仮陸揚げ貨物を輸出しようとするとき。

二 次に掲げる貨物を輸出しようとするとき。

イ 外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品

ロ 航空機の部分品並びに航空機の発着又は航行を安全にするために使用される機上装備用の機械及び器具並びにこれらの部分品のうち、修理をするものであつて無償で輸出するもの

ハ 國際機関が送付する貨物であつて、我が國が締結した條約その他の国際約束により輸出に対する制限を免除されているもの

ニ 本邦の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設に送付する公用の貨物

ホ 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、經濟産業大臣が告示で定めるもの

ヘ 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、經濟産業大臣が告示で定めるもの

ミ 前二号に掲げる場合以外の場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも該当しないとき。

イ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして經濟産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ロ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして經濟産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

メ 第五条第一項中「第四十八条第一項の規定」の下に「若しくは第一条第三項の規定」を加える。

第八条第一項中「第四十八条第一項の規定」の下に「及び第一条第三項の規定」を加え、「許可及び」を「許可並びに」に改める。

別表第一の一六の項を次のように改める。

|                     |   |
|---------------------|---|
| 一六                  | <p>(一) 次に掲げる貨物(一、二及び四から一五までの項の中欄に掲げるものを除く)であつて、經濟産業省令で定めるもの</p> <p>1 レーザーその他光子ビーム、超音波放電電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアーフを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械</p> <p>2 金属加工用のマシンニングセンタ、ユニットコンストラクションマシン及びマルチステーションランスマシン</p> <p>3 旋盤</p> <p>4 金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤</p> <p>5 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他仕上げ用加工機械</p> <p>6 平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、車両削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他加工機械、歯</p> |
| 全地域(別表第三項に掲げる地域を除く) |   |

7 レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器

8 集積回路

9 の部分品

10 羅針盤その他航行用機器

11 物理分析用又は化学分析用の機器、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器及びミクロトーム

12 オシロスコープ、スペクトロームアナライザーその他電気的量線、エッカス線、宇宙線その他電離放射線の測定用又は検出用の機器  
(二) 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二五類から第四〇類まで、第五五類第五九類第五九三類まで、第六三類から第六八類まで又は第九九類第五九五類まで、第六八類から第一五までの項の中欄に掲げるものを除く。)

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令の一部改正)

第三条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令(昭和二十七年政令第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第九条中「外国為替令第十七条第二項」の下に「から第四項まで」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二条中輸出貿易管理令第四条第一項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正)

2 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令(昭和五十二年政令第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第五項第一号中「第十七条第四項」を「第十七条第六項」に改める。

第一条第五項第一号中「第十七条第四項」を「第十七条第六項」に改める。

財務大臣 加藤 勝信  
經濟産業大臣 武藤 容治  
内閣総理大臣 石破 茂

省 令

○外務省令第九号

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月九日

外務大臣 岩屋 毅

改 正 案

（役務取引の許可等）

第十七条 法第二十五条第一項に規定する政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下この条及び第十八条の二第一項において「特定技術」という。）を特定の外国（以下この項において「特定国」という。）において提供することを目的とする取引又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引は、別表中欄に掲げる技術を同表下欄に掲げる外国において提供することを目的とする取引又は同表中欄に掲げる技術を同表下欄に掲げる外国の非居住者に提供することを目的とする取引とする。

2| 別表の一六の項の中欄に掲げる技術を輸出貿易管理令別表第三に掲げる地域である外国において提供することを目的とする

取引を行おうとする居住者（同項の下欄に掲げる外国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者を除く。）若しくは非居住者又は同項の中欄に掲げる技術を同表に掲げる地域である外国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者（同項の下欄に掲げる外国において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者を除く。）は、法第二十五条第二項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない。

（略）

4| 3| 法第二十五条第三項第二号に定める行為をしようとする者（

2| （新設）  
（略）

現 行

（役務取引の許可等）

第十七条 法第二十五条第一項に規定する政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下この項、次項及び第十八条の二第一項において「特定技術」という。）を特定の外国（以下この項において「特定国」という。）において提供することを目的とする取引又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引は、別表中欄に掲げる技術を同表下欄に掲げる外国において提供することを目的とする取引又は同表中欄に掲げる技術を同表下欄に掲げる外国の非居住者に提供することを目的とする取引とする。

（新設）

当該行為に係る特定技術を提供することを目的とする取引について第二項の許可を受けている者を除く。)は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の許可を受けなければならぬ。ただし、経済産業大臣が当該行為の主体、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定した行為については、この限りでない。

(略)

6 | 5 | 法第二十五条第一項又は第四項の規定による経済産業大臣の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定める手続により、当該許可の申請をしなければならない。

7 | 前項の規定は、第二項の許可の申請について準用する。

8 | 第一項、第二項又は第五項に規定する取引のうち経済産業大臣が当該取引の当事者、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定したものについては、法第二十五条第一項若しくは第四項の規定又は第二項の規定による経済産業大臣の許可を受けないで当該取引をすることができる。

(税関長の確認等)

第十八条の二 税関長は、経済産業大臣の指示に従い、特定技術を内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体を輸出しようとする者が第十七条第三項又は第四項の規定による許可を受けていること又はこれらの許可を受けることを要しないことを確認しなければならない。

2 • 3 (略)

4 | 3 | 法第二十五条第一項又は第四項の規定による経済産業大臣の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定める手続により、当該許可の申請をしなければならない。

(新設)

5 | 第一項又は第三項に規定する取引のうち経済産業大臣が当該取引の当事者、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定したものについては、法第二十五条第一項又は第四項の規定による経済産業大臣の許可を受けないで当該取引をすることができる。

(税関長の確認等)

第十八条の二 税関長は、経済産業大臣の指示に従い、特定技術を内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体を輸出しようとする者が第十七条第二項の規定による許可を受けていること又は当該許可を受けることを要しないことを確認しなければならない。

2 • 3 (略)

改 正 案

（輸出の許可）

第一条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第四十八条第一項に規定する政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出は、別表第一中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出とする。

2 法第四十八条第一項の規定による許可を受けようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、当該許可の申請をしなければならない。

3 別表第一の一六の項の中欄に掲げる貨物を別表第三に掲げる地域を仕向地として輸出しようとすると、法第四十八条第二項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない。

4 第二項の規定は、前項の許可の申請について準用する。

（輸出の承認）

第二条 次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

一（一）の四 （略）

一（五） ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。第四条第三項）

現 行

（輸出の許可）

第一条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第四十八条第一項に規定する政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出は、別表第一中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出とする。

2 法第四十八条第一項の規定による許可を受けようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、当該許可の申請をしなければならない。

（新設）

（輸出の承認）

第二条 次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

一（一）の四 （略）

一（五） ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。第四条第二項）

第二号において同じ。）を仕向地とする貨物（別表第一（三四の項を除く。）中欄に掲げる貨物を除く。）の輸出

一の六〇二（略）

2・3（略）

（特例）

第四条 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（第二号亦に掲げる貨物を除く。）については、この限りでない。

一 仮に陸揚げした貨物のうち、本邦以外の地域を仕向地とする船荷証券（航空貨物運送証その他船荷証券に準ずるものと含む。）により運送されたもの（第三号から第五号まで並びに次項第一号及び第三号において「外国向け仮陸揚げ貨物」という。）を輸出しようとするとき（別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出ししようとする場合にあつては、次に掲げるいずれの場合にも該当しないとき有限る。）。

イ その貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（口、第三号、第四号、次項第三号イ及び第十四条において「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（口、第三号、第四号及び次項第三号イにおいて「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

口（略）

第一号において同じ。）を仕向地とする貨物（別表第二（三四の項を除く。）中欄に掲げる貨物を除く。）の輸出

一の六〇二（略）

2・3（略）

（特例）

第四条 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。

一 仮に陸揚げした貨物のうち、本邦以外の地域を仕向地とする船荷証券（航空貨物運送証その他船荷証券に準ずるものと含む。）により運送されたもの（第三号及び第四号において「外国向け仮陸揚げ貨物」という。）を輸出しようとするとき（別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、次に掲げるいずれの場合にも該当しないとき有限る。）。

イ その貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（口、第三号、第四号、次項第三号イ及び第十四条において「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（口及び同号において「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

口（略）

一 次に掲げる貨物を輸出しようとするとき。

イ・二 (略)

ホ 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

ヘ (略)

三 別表第一の一六の項(一)に掲げる貨物（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも該当しないとき。

イ・ロ (略)

ハ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。ニ、次号ハ及びニ並びに次項第三号ロにおいて同じ。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

二 (略)

四 別表第一の一六の項(二)に掲げる貨物（外国向け仮陸揚

げ貨物を除く。）を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも（別表第三の二に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも）該当しないとき。

イ・ロ (略)

ハ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。ニにおいて同じ。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

二 (略)

(新設)

イ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

一 次に掲げる貨物を輸出しようとするとき。

イ・二 (略)

ホ 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

ヘ (略)

三 別表第一の一六の項に掲げる貨物（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも（別表第三の二に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも）該当しないとき。

イ・ロ (略)

ハ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。ニにおいて同じ。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

二 (略)

(新設)

口 その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ハ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

二 その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

五 別表第一の五から一三まで又は一五の項の中欄に掲げる貨物であつて、総価額が百万円（別表第三の三に掲げる貨物にあつては、五万円）以下のもの（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を別表第四に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとするとき（別表第三に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、第三号のロ及びニのいずれの場合にも、又は同表に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、前号のイ、ロ及びニのいずれの場合にも（別表第三の二に掲げる地域（イラク及び北朝鮮を除く。）を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、同号のイからニまでのいずれの場合にも）該当しないときに限る。）。

2 | 第一条第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 外国向け仮陸揚げ貨物を輸出しようと/or 次に掲げる貨物を輸出しようと

イ 外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航

四 別表第一の五から一三まで又は一五の項の中欄に掲げる貨物であつて、総価額が百万円（別表第三の三に掲げる貨物にあつては、五万円）以下のもの（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を別表第四に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとするとき（別表第三に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、前号のイ、ロ及びニのいずれの場合にも（別表第三の二に掲げる地域（イラク及び北朝鮮を除く。）を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、同号のイからニまでのいずれの場合にも）該当しないときに限る。）。

(新設)

空機用品

- 口 航空機の部分品並びに航空機の発着又は航行を安全にするために使用される機上装備用の機械及び器具並びにこれらの部分品のうち、修理を要するものであつて無償で輸出するもの
- ハ 国際機関が送付する貨物であつて、我が国が締結した条約その他の国際約束により輸出に対する制限を免除されるるもの
- 二 本邦の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設に送付する公用の貨物
- ホ 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの
- ヘ 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも該当しないとき。
- イ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。
- ロ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

- 5 | 3 |  
• 4 | (略)
- 第三項に規定する場合のほか、第二条第一項第二号の規定は、総価額が百万円以下の貨物を輸出しようとする場合には、適
- 4 | 2 |  
• 3 | (略)
- 第二項に規定する場合のほか、第二条第一項第二号の規定は、総価額が百万円以下の貨物を輸出しようとする場合には、適

用しない。

(税関の確認等)

第五条 税関は、經濟産業大臣の指示に従い、貨物を輸出しようとする者が法第四十八条第一項の規定若しくは第一条第三項の規定による許可若しくは第二条第一項の規定による承認を受けていること又は当該許可若しくは承認を受けることを要しないことを確認しなければならない。

2 (略)

(許可及び承認の有効期間)

第八条 法第四十八条第一項の規定及び第一条第三項の規定による許可並びに第二条第一項の規定による承認の有効期間は、その許可又は承認をした日から六月とする。

2 (略)

別表第一（第一条、第四条関係）

|        |  |     |        |        |
|--------|--|-----|--------|--------|
| 一<br>六 | 五<br>一<br>（一）<br>（二） 次に掲げる貨物（一、二及び四<br>から一五までの項の中欄に掲げるも<br>のを除く。）であつて、經濟産業省<br>第三に | （略） | 貨<br>物 | 地<br>域 |
|--------|--|-----|--------|--------|

用しない。

(税関の確認等)

第五条 税関は、經濟産業大臣の指示に従い、貨物を輸出しようとする者が法第四十八条第一項の規定による許可若しくは第二条第一項の規定による承認を受けていること又は当該許可若しくは承認を受けることを要しないことを確認しなければならない。

2 (略)

(許可及び承認の有効期間)

第八条 法第四十八条第一項の規定による許可及び第二条第一項の規定による承認の有効期間は、その許可又は承認をした日から六月とする。

2 (略)

別表第一（第一条、第四条関係）

|        |  |     |        |        |
|--------|--|-----|--------|--------|
| 一<br>六 | 五<br>一<br>（一）<br>（二） 関税定率法（明治四十三年法律第五十四<br>号）別表第一五類から第四〇類まで、第<br>五四類から第五九類まで、第六三類、第<br>第三に | （略） | 貨<br>物 | 地<br>域 |
|--------|--|-----|--------|--------|

|    |   |
|----|---|
| 1  | 令で定めるもの   |
| 2  | ズマーアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械          |
| 3  | 金属加工用のマシニングセンタ  |
| 4  | 1、ユニットコンストラクション<br>マシン及びマルチステーション<br>ランスマシン           |
| 5  | 旋盤  |
| 6  | 立て盤   |
| 7  | 研削盤、ホーニング盤、ラッピ  |
| 8  | 盤、研磨盤その他仕上げ用加工機械                                      |
| 9  | 平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他加工機械 |
| 10 | 無線遠隔制御機器  |
| 11 | レーダー、航行用無線機器及び集積回路                                    |
| 12 | 航空機並びに宇宙飛行体及び打  |

地域を掲げる  
除く。

六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物（一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。）

地域を掲げる  
除く。

上げ用口ケツト並びにこれらの部

分品

羅針盤その他航行用機器

11| 10| 物理分析用又は化学分析用の機器、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器及びミクロトーム

12|

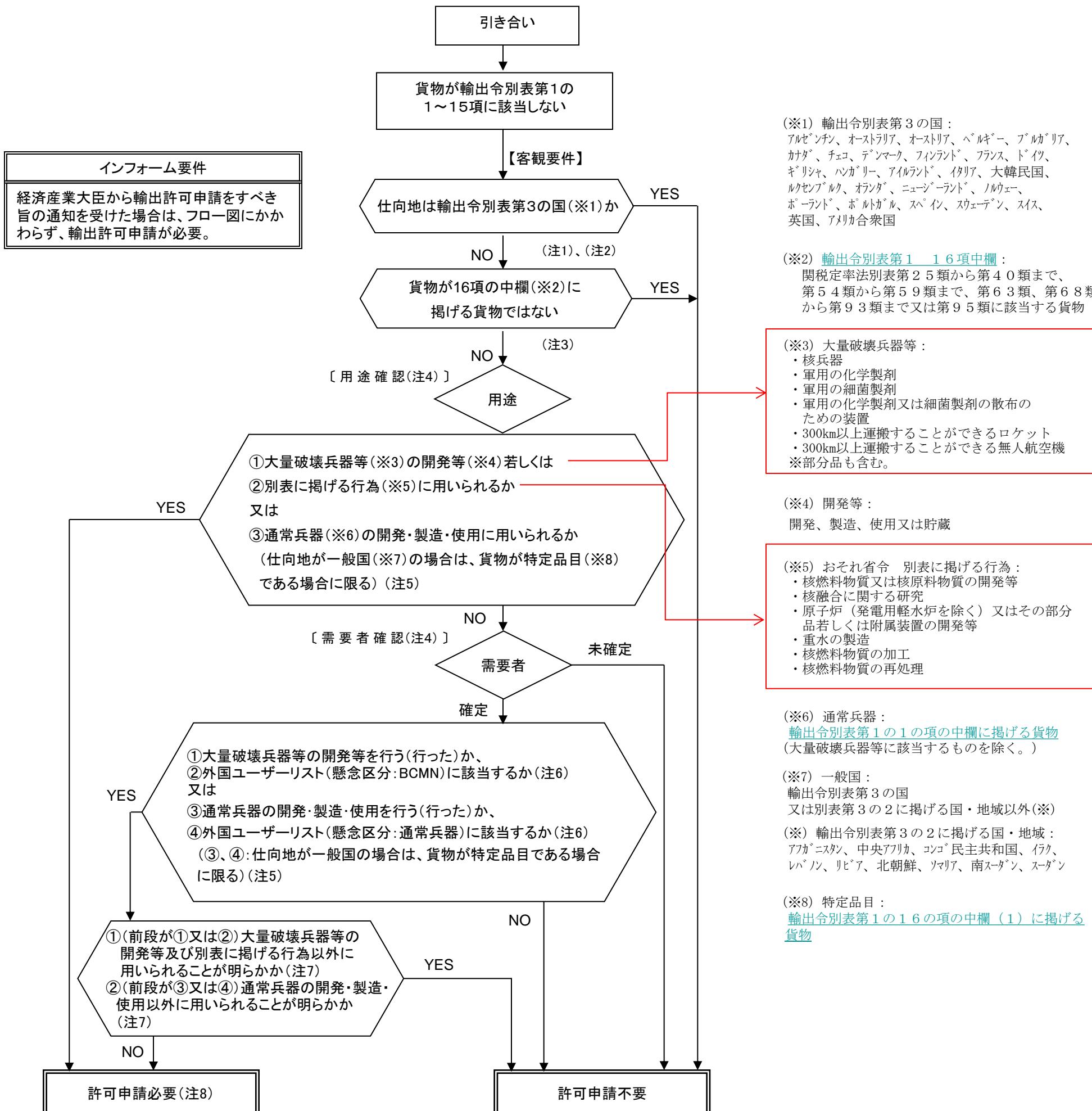
オシロスコープ、スペクトラムアナライザその他電気的量の測定用又は検査用の機器及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エイクス線、宇宙線その他電離放射線の測定用又は検出用の機器

(二) 関税定率法(明治四十三年法律

第五十四号)別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物(一)及び一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。)

# 補完的輸出規制(キャッチオール規制等)輸出許可申請に係る手続きフロー図

注:令和7年10月9日より施行される内容



- (注1) [大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例](#)を輸出する場合は、輸出者においては特に慎重な確認が必要です。
- (注2) 輸出令別表第3の2の国・地域を仕向地とする場合であって、[通常兵器の開発、製造若しくは使用に用いられるおそれの強い貨物例](#)(特定品目に掲げる貨物を除く。)を輸出する場合は、輸出者においては特に慎重な確認が必要です。
- (注3) 輸出者による確認のポイントは、①用途確認(エンドユーザー)②需要者確認(エンドユーザー)の2点です。
- (注4) 契約書や輸出者が入手した文書等での記載又は輸入者等から連絡を受けた場合等から判断してください。
- (注5) 通常兵器の開発等の客観要件に該当する場合であっても、通常兵器開発等省令の別表に該当する場合には用途・需要者確認は不要です。
- (注6) 需要者が[外国ユーザーリスト](#)に記載されていないか確認してください。
- (注7) 需要者が需要者要件に該当する場合は、[「おそれがない」ことが「明らかなとき」を判断するためのガイドライン](#)を確認の上、用途及び取引の条件・態様から判断してください。
- (注8) 特定品目に掲げる貨物であって、通常兵器の開発等の客観要件に該当する取引のうち、インド、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアを仕向地とし、軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関又はこれらのものから通常兵器の開発等に関する委託を受けた者が需要者である場合、特別一般包括許可を適用できます。  
ただし、需要者が外国ユーザーリストに掲載されている者又は[輸出令第4条第1項第3号イ、ロ、ニ](#)に該当する場合を除きます。

\* 上記フローは輸出貿易管理令別表第1の16の項に係るものであり、同表1～15の項の許可に係る手続又は輸出貿易管理令別表第2の承認に係る手続は対象外。

上記フローは、一つの参考例を示したものであり、手順等の手順は各企業に委ねられるものである。